

平成六年十二月二十六日

福岡県規則第八十一号

福岡県行政改革審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第三十九号)第三条の規定に基づき、福岡県行政改革審議会(以下「審議会」という。)の所掌事務、組織、委員その他必要な事項について定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 審議会は、県行政の制度及び運営に関する改革の課題及び改善の方策について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関して、知事に意見を述べ、又は知事の諮問に答申する。

(組織)

第三条 審議会は、二十人以内の委員をもって組織する。

2 審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第四条 委員は、県行政の制度及び運営に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第五条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 前条第二項及び第三項の規定は、専門委員に準用する。

(会議)

第六条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(小委員会)

第七条 審議会は、必要に応じて小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、会長が指名する委員及び専門委員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、総務部行政経営企画課において処理する。

(補則)

第九条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。